

令和4年度日本学生支援機構第一種奨学金 (海外協定派遣対象)の募集について

日本学生支援機構より、第一種貸与奨学金(海外協定派遣対象)の募集がありました。貸与を希望する学生は、学生支援・社会連携課経済支援係にて書類を受け取り、期限までに書類を提出してください。

- **対象者** 日本学生支援機構が実施する「令和4年度海外留学支援制度(協定派遣)」の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学する者
- **貸与期間** 令和4年度海外留学支援制度(協定派遣)の給付期間内
- **申請期限** 留学開始から3ヵ月以内で、下記のとおり

	書類提出期限	初回交付月
第1回	令和4年4月22日(金)17時【必着】	令和4年6月
第2回以降	毎月10日17時【必着】 (※10日が土日祝日の場合は、その前日まで)	書類提出期限の2ヶ月後

《注意事項》

- ① 令和3年度海外留学支援制度の対象者で、引き続き令和4年度にも給付を受けている人は申請できません。
また、日本学生支援機構第一種奨学金(国内用)との併用貸与は出来ません。第一種奨学金(国内用)貸与者で第一種奨学金(海外協定派遣対象)を希望する場合は、第一種奨学金(国内用)を辞退する必要があります。
- ② 第一種奨学金(海外協定派遣対象)の貸与可能金額は、第一種奨学金(国内用)と同額です。但し、第一種奨学金(海外協定派遣対象)のみ留学時特別増額貸与奨学金(一時金・有利子)を留学開始月に受け取ることが可能になります。
- ③ 現在の所属課程(学部、修士、博士)で第一種奨学金(国内用)の貸与歴がある人は、貸与期間に制限があります。詳細は学生支援・社会連携課経済支援係までお問い合わせください。

※令和4年3月現在、本学は海外渡航の自粛を要請しています。そのため、上記奨学金に申請し、採用された場合であっても、留学開始時点での新型コロナウイルスの感染拡大や現地の状況等によっては、留学を認めない場合がありますので、あらかじめご了承ください。